

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－404	承認日	2007.2.1	1/1
有料老人ホーム居住費・食費減免規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

1、目的

石川勤労者医療協会は「低所得者に対する無料低額診療を行う」ことを目的にして公益法人設立を認可されている。今日の意義と役割はますます重要なものとなっている。また、第2種社会福祉事業「生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業」とある。しかし、石川勤労者医療協会の定款に特に定めはない。厚労省は「無料又は低額診療事業の開始に係る社会福祉法人の設立又は定款変更の認可は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、抑制を図るものであること」と通知を出している。

しかし、地域住民の生活実態は、相次ぐ医療、福祉の後退のなかで経済面での困難な状況はますます深刻な状況となっている。今回、住宅型有料老人ホームを開設するに当たって居住費と食費に関する公益法人として減免制度の整備が必要である。

2、減免対象

住宅型有料老人ホームで「私的な契約」に基づき徴収する、入居者の負担の軽減をはかる対応として下記の負担分について減免を行うことができることとする。

居住費、食費

3、対象とする入居者と減免額

居住費、食費の5割、10割の段階減免とする。段階減免の適用は、生活扶助基準の130%未満が10割、130%以上150%以下が5割の基準とする。

4、減免手続

診療費減免規程に準ずる。

5、この規程は2007年2月1日より施行する。

関連帳票・文書	居住費・食費減免申出書（本人用）	本部－帳－本事107
	居住費・食費減免申請書（施設用）	本部－帳－本事108
	居住費・食費減免請求書	本部－帳－本事109